

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB労働組合（以下「事業場」という。）に組合専従として採用され、組合の書記長、執行委員長等を歴任していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から平成〇年にかけて、事業場において、上司とのトラブル、嫌がらせ、いじめ、セクシュアルハラスメント等があり、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断され、さらに、同年〇月〇日、D医院に転医し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定されている労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が精神障害を発病した時期及び発病前おおむね6か月の期間において、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、平成〇年〇月頃から、事業場に就業後、Eとの人間関係や長時間労働、職場環境の悪さなどによってストレスが溜まり、体調面での不調や仕事を休むことへの罪悪感など、強迫観念を感じるようになったものであり、精神障害の発病は同時期であると主張する。

(2) これに対して、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の精神障害の症状は、「FからのDVというストレス要因によって発症した『急性ストレス反応』を繰り返すことによって不安症状や抑うつ症状が増悪し、平成〇年〇月頃には『適応障害』を呈するようになったと考えることが妥当と思われる。」としている。請求人は、平成〇年〇月〇日に初めて心療内科に受診しており、また、それまでの日常生活や業務において特段の支障を来したとの事実も確認できないことから、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると思料し、請求人は平成〇年〇月頃に適応障害（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(3) 一件記録によると、請求人は、平成〇年〇月に事業場に組合専従として採用され、平成〇年〇月〇日の事業場定期大会において、規約に基づいて正式に事業場代表者たる執行委員長に選出されている事実が確認し得る。この点、その

他の資料及び事業場関係者の申述からも請求人が事業場の代表者であったことに疑いの余地はなく、また、請求人自身も本件公開審理の場において、書類上は自身が代表者であったことを認めている。

(4) 労働組合の役員等に対する労災保険法の適用については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が昭和44年3月7日付け基発第112号（改正平成25年11月18日付け基発1118第2号）通達を发出しており、当審査会としても、同通達の取扱いは妥当なものと考えるところ、同通達においては、労働組合の代表者は労災保険制度への特別加入をすることができるものの、労働基準法第9条の労働者とは取り扱われないこととされている。請求人は、特別加入の手続きをしておらず、また、上記のとおり、事業所の代表者の地位にあったものであることから、労災保険法は適用されないこととなる。

(5) なお、請求人は、執行委員長の職は名ばかりで、事実上の執行委員長は副執行委員長のGであった旨を主張するが、上記のとおり、請求人が本件疾病を発病した時期及び発病前6か月の期間において、事業場の代表者である執行委員長の地位にあったことは明白であり、同主張は認められない。

3 以上のとおり、請求人は労災保険法上の労働者として認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。